

IASB「IFRS第9号（2013年版）とヘッジ会計の改訂」

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 シニアマネジャー 植木 恵

レビュードラフトの公表から1年あまりを経た2013年11月19日、ヘッジ会計（一般ヘッジ）の改訂を含むIFRS第9号（2013年版）がリリースされました。リスク管理活動の会計への反映をより可能とする本改訂は、IFRS適用企業の多くに歓迎されるものと言われています。

本稿では、レビュードラフトからの変更点・追加点を中心にIFRS第9号のヘッジ会計について解説するとともに、今回、IFRS第9号（2013年版）リリースに合わせて対処が図られたその他の改訂点についても、ご説明いたします。

なお、文中の意見は、筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



う え き めぐみ
植木 恵

有限責任 あずさ監査法人
IFRS本部
シニアマネジャー

【ポイント】

- ヘッジ会計の改訂に関連するレビュードラフトからの主な変更点は以下の3点である。
 - ① 通貨のベースス・スプレッドを「ヘッジのコスト」として取り扱う処理の導入
 - ② 自己使用目的のコモディティの売買取引に公正価値オプションを適用できるとするIAS第39号の改訂に関連する、経過措置の追加
 - ③ IFRS第9号発効後もIAS第39号のヘッジ会計の継続適用を認める経過措置の追加
- デリバティブの中央集中決済化への対応を目的とするデリバティブの更改をヘッジの中止要件から外す措置をIAS第39号に設けたことから、同様の規定がIFRS第9号にも盛り込まれた。
- 分類と測定、減損規定を含むIFRS第9号（完全版）の強制適用日は未定である。IFRS第9号（2009年版、2010年版）における強制適用日に関する言及は削除された。
- IFRS第9号（2013年版）をIFRS第9号（完全版）より前に適用することは認められる。その場合、IFRS第9号（2013年版）を全体として早期適用する方法のほか、IFRS第9号（2013年版）のうち「公正価値オプションの適用により公正価値測定された金融負債は、その公正価値の変動のうち自己信用リスクに起因する部分をその他の包括利益に表示する」、という規定部分のみを早期適用することも認められる。

I 金融商品会計基準改訂の概況

国際会計基準審議会 (IASB) は、長年にわたり現行のIAS第39号を改訂するためのプロジェクトを進めてきました。2014年1月末現在、その概況は図表1のとおりとなっています。

IFRS第9号で改訂されたヘッジは、個別の資産負債、もしくは個別項目の集合体としてのポートフォリオ (ポートフォリオを構成する個別項目が識別され、その入替えがないもの) を対象としており、これを一般ヘッジといいます。これに対して、ポートフォリオを組成する項目を個別に識別して特定せず、ポートフォリオを構成する個別項目の入替えがあるオープン・ポートフォリオ全体を1つの単位としてヘッジを行う手法も金融機関を中心に盛んに行われていますが、このようなヘッジ活動 (マクロ・ヘッジ) には一般ヘッジの会計手法は適さないため、別プロジェクトが設置され、新たなモデルの開発・検討が行われています。IFRS第9号ではこのような状況を踏まえ、IAS第39号における金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッ

ジの規定を暫定的に踏襲しています。

さらに、IAS第39号のもとで行われていたポートフォリオベースのヘッジ (特に、ポートフォリオ・キャッシュ・フロー・ヘッジ) が、IFRS第9号のもとでも引き続き適用できるかどうか明確でないとの懸念が実務界から表明されたことや、IFRS第9号の適用開始時とマクロ・ヘッジ会計の適用開始時の2回にわたって基準変更に対処しなければならなくなるかもしれないマクロ・ヘッジ利用者の実務負担を考慮して、最終的には、会計方針の選択として、IAS第39号のヘッジ会計をIFRS第9号の適用日以降も使用し続けることも認めています。これは、経過措置として設けられているものであり、従来IAS第39号を適用していた会社には適用されますが、初度適用者にもこのような会計方針の選択が可能であるとは、現時点では、記載はありません (図表2参照)。

フェーズごとの審議・基準書確定が進められた結果、IFRS第9号には現在複数のバージョンが存在しています (図表3参照)。今回のIFRS第9号 (2013年版) リリースにより適用日に関する記述が改訂されたため、IFRS第9号の強制適用開始日は明示されていません。また、今後、IFRS第9号の完全版がリリースされた場合 (2014年1月末現在のIASBワークプランでは2014年第2四半期の予定) には、6ヵ月の猶予期間を設けたのち、現状リリースされている複数のバージョンのIFRS第9号はすべて早期適用が禁止される見込みです。その場合は、IFRS第9号完全版の強制適用日が到来するまでの間はIAS第39号を適用するか、もしくは、IFRS第9号完全版を早期適用するかのいずれかの選択肢しかなくなると考えられます。

図表4にあるとおり、現在適用が可能な金融商品会計の基準は4つ (IAS第39号、IFRS第9号 (2009年版)、IFRS第9号 (2010年版)、IFRS第9号 (2013年版)) ありますが、IFRS第9号のヘッジ会計を適用する場合は、IFRS第9号 (2013年版) を適用する必要があります。ヘッジ会計にはIFRS第9号を適用し、分類と測定はIAS第39号を用いる、といった「基準のつまみ食い」は禁止されています。

図表1 IAS第39号の差替えプロジェクトの状況

テーマ	状況
分類と測定	IFRS第9号 (2010年版) をリリース後、限定的見直しのフェーズへ。再審議はほぼ最終局面にあり、2014年第2四半期には、IFRS第9号の改訂として最終基準化される予定。
認識の中止	改訂を検討するも、IAS第39号における認識の中止に関する規定をIFRS第9号 (2010年版) へ引き継ぐことに決定。あわせて、関連開示が拡充された (IFRS第7号)。
減損 (貸倒引当金)	数度にわたり議論の見直し、公開草案の提示が行われた結果、議論の方向性が固まり、2014年第2四半期には、IFRS第9号の改訂として最終基準化される予定。
ヘッジ会計	一般ヘッジはIFRS第9号 (2013年版) により最終基準化。 マクロ・ヘッジは、別プロジェクトで取り扱う。

図表2 適用が可能なヘッジ会計の規定

IFRS第9号 適用前	原則： IAS第39号の適用	IAS第39号のヘッジ会計の規定に従う。
	例外： IFRS第9号の早期適用	一般ヘッジ：IFRS第9号の規定に従う。 金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジ：IAS第39号の規定に従う。
IFRS第9号 適用後※	会計方針①： IFRS第9号の適用	同上
	会計方針②： IAS第39号の継続適用	IAS第39号のヘッジ会計の規定に従う。

※ 初度適用者は会計方針①のみ

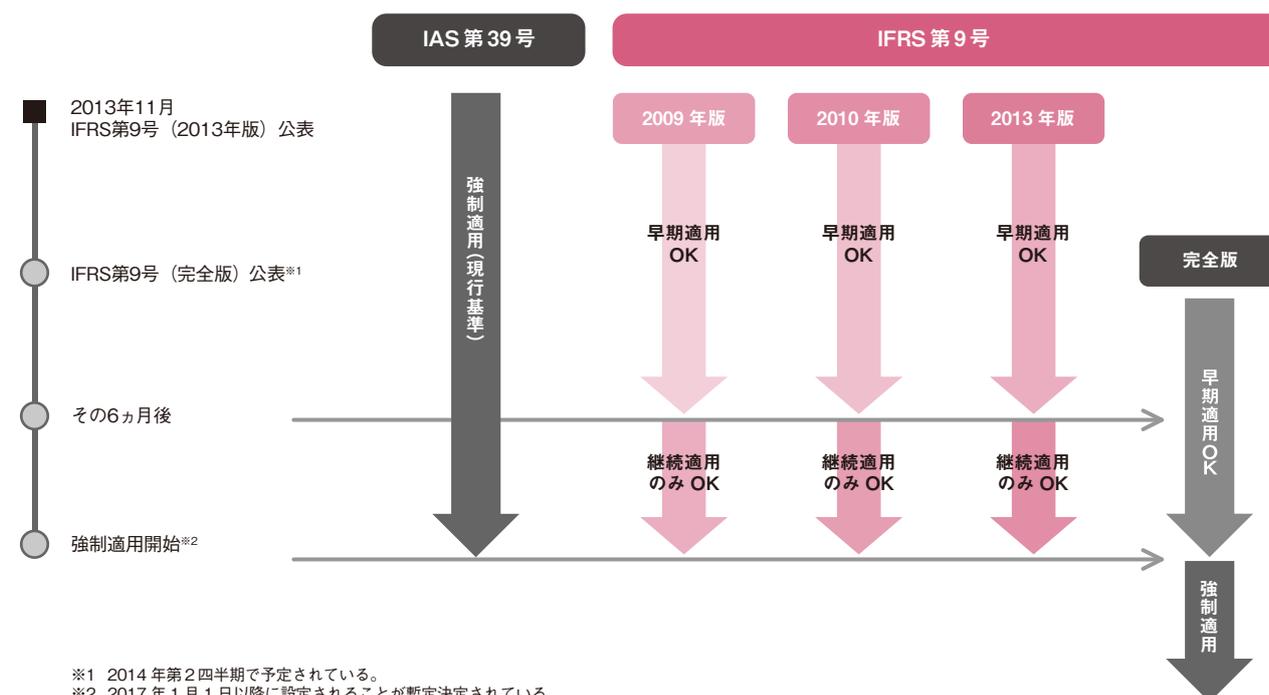
なお、金融商品会計の改訂はいわゆるMOU項目の1つであり、米国会計基準とのコンバージェンスがその目的の1つでもありました。しかしながら、FASBとの合同審議が進められた「分類と測定」「減損」では、IASBでの最終基準化のスケジュールが視野に入ってきた中で、IASBとFASBとの方向性の違いが鮮明になりつつあります。また、ヘッジ会計はIASB単独で基準改訂が進められており、米国でのヘッジ会計見直しについての展望・その方向性は現時点では明らかではありません。

図表3 IFRS第9号の複数のバージョン

バージョン	状況
2009年版	金融資産の分類と測定に関するIAS第39号の改訂。 強制適用日についての言及はないが、早期適用は可能。
2010年版	2009年版に、金融負債の分類と測定に関するIAS第39号の改訂を追加、認識の中止に関する規定をIAS第39号から移行。 強制適用日についての言及はないが、2010年版全体として、もしくは部分的*な、早期適用が可能。
2013年版	2010年版に、主にヘッジ会計に関するIAS第39号の改訂を追加。なお、ヘッジ会計に関しては、経過措置として、IFRS第9号に新たに導入された改訂ヘッジ会計に代えて、従来のIAS第39号のもとでのヘッジ会計を継続適用することを、会計方針の選択として認めている。この経過措置の期限についての具体的な明示はない。 強制適用日についての言及はないが、2013年版全体として、もしくは部分的*な、早期適用が可能。
完全版 (仮称)	2013年版に、分類と測定に関する限定的見直しと、金融商品の減損に関するIAS第39号の改訂を追加したものとなる見込み。 2014年第2四半期でのリリースが予定されており、強制適用日は少なくとも2017年1月1日より早くなることはないかと暫定合意されている。 完全版のリリースをもって、6ヵ月の猶予期間後、既存のIFRS第9号(2009年版、2010年版、2013年版)の新たな早期適用はすべて禁止される見込み。

* 公正価値オプションの適用により公正価値測定される金融負債につき、公正価値変動のうち自己信用リスクの変動によって生じた金額を、その他の包括利益に計上する会計処理。

図表4 適用が可能なIFRS第9号のバージョン



*1 2014年第2四半期で予定されている。

*2 2017年1月1日以降に設定されることが暫定決定されている。

II IFRS 第9号の改訂ヘッジ会計

改訂ヘッジ会計については、2012年9月にレビュードラフトが公表されており、今回リリースされたIFRS第9号も、ほぼレビュードラフトの内容を踏襲しています。

レビュードラフトにおけるヘッジ会計の概要については「IFRS基礎講座 第25回 ヘッジ会計：一般ヘッジに関するレビュードラフト」(AZ Insight Vol. 54/Nov 2012)でも解説していますので、本稿では、レビュードラフトからの変更点を中心に解説します(各項目冒頭のポイントにおいて★が付いているものが、レビュードラフトからの変更点となります)。

1. ヘッジ会計の位置付け

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の目的が、明示され、リスク管理活動の会計への反映が強く打ち出された。 ヘッジ手段・ヘッジ対象・有効性の評価などに関する適格性要件の緩和が図られた。 ヘッジ会計のモデルには大きな変更はないが、新たに「ヘッジのコスト」という考え方が導入された。

IFRS第9号では、ヘッジ会計の目的を以下のように規定しています。

純損益(公正価値で測定しその変動損益をその他の包括利益に計上するオプション(FVOCIオプション)を選択した資本性金融商品がヘッジ会計の対象の場合は、その他の包括利益)に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現すること。

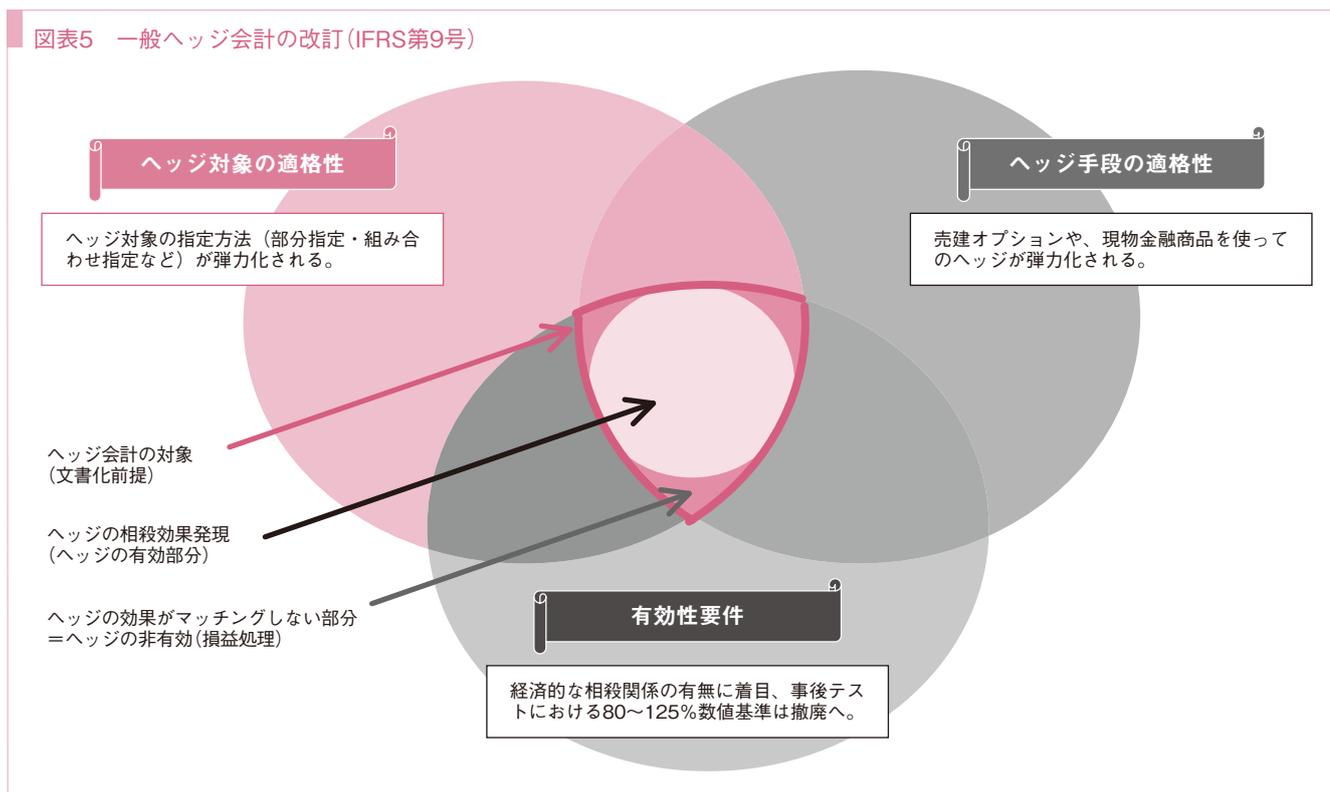
IAS第39号と同様に、ヘッジ会計の適用要件を適格に満たしている場合にのみ、ヘッジ会計に基づく会計処理は可能です。ただし、リスク管理活動としてのヘッジ活動の成果を、会計上もより適切に表現できるようにするため、改訂ヘッジ会計では、適格性要件の緩和その他各種の対応が図られました(図表5参照)。

2. 適格なヘッジ手段

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> 公正価値で測定しその変動損益を純損益に計上する金融商品は、デリバティブでなくてもヘッジ手段に指定できることとなった。また、売建オプションをヘッジ手段に利用する場合の制限が緩和された。 ★特定のデリバティブについては、一部要素を切り出し、これをヘッジ手段指定から除外することができるが、そのような取り扱いの適用範囲が拡張された。

IAS第39号のもとでは、現物金融商品をヘッジ手段に指定できるのは、為替リスクのヘッジの場合だけに限定されていました。今般の改訂で、デリバティブ同様に純損益を通じて公正価値で測定される現物金融商品は、ヘッジ手段に指定でき

図表5 一般ヘッジ会計の改訂(IFRS第9号)



ることになりました。また、売建オプションは、ヘッジ対象に買建オプションの要素が含まれる場合を除きヘッジ手段に指定できませんが、売建てと買建ての複数のオプションを組み合わせて、全体として買建てになるのであればヘッジ手段の一部に含めることができるようになりました。

デリバティブの一部要素をヘッジ手段指定から除外できるケースは、従来、オプションの時間的価値と、フォワード契約の直先差額に限定されていました。IFRS第9号では、これに加え、通貨のベース・スプレッドを、ヘッジ手段指定から除外することを認めています。この措置は、レビュードラフトに対して新たに見直しが行われた点です。

<通貨のベース・スプレッドとは？>

円とドル、円とユーロ、などのように異なる通貨の交換を行う取引では、追加的なコストを市場が要求する場合があります。

ドルベースの変動金利キャッシュ・フローをドルの市場金利で割り引いた現在価値と、円ベースの1.0%の固定金利キャッシュ・フローを円の市場金利で割り引いた現在価値とが、一致していたとする。これに対して、ドルベースの変動金利キャッシュ・フローと、円ベースの固定金利キャッシュ・フローを交換するような金利通貨スワップを市場で約定すると、実際に成立する円金利は、必ずしも1.0%とはならない(たとえば1.1%)。

この時の、1.1%と1.0%の差である0.1%が、異種通貨の交換を行う取引において追加で課される「コスト」すなわち、「通貨のベース・スプレッド」である。

これらを除き、一部のキャッシュ・フローや一部のリスクのみに限定してヘッジ手段として部分指定することはできないことや、内部取引は原則ヘッジ手段にできないことなどの扱いはIAS第39号から変更されていません。

3. 適格なヘッジ対象

ポイント

- ヘッジ対象の一部を指定する方法として、以下が可能となった。
 - ① 公正価値ヘッジにおける階層化指定
 - ② 非金融商品におけるリスク構成要素のヘッジ指定
- グループ・ベースでの一括ヘッジ指定の条件が緩和された。

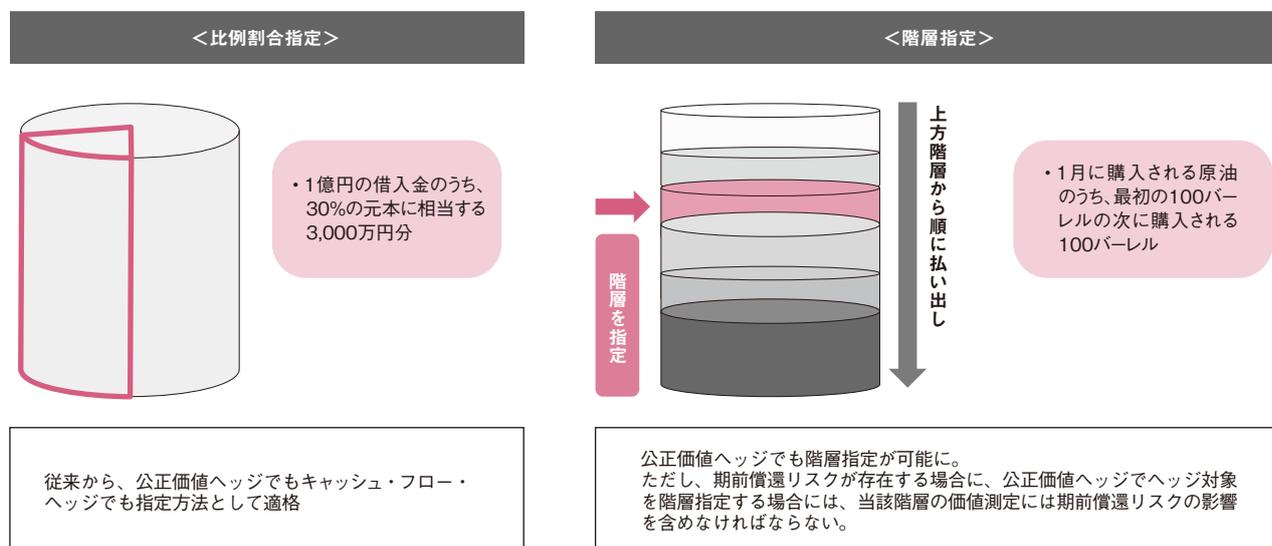
ヘッジ対象の指定に際しては、単独の項目を前提としてヘッジ指定する場合だけでなく、項目の一部を部分指定する場合や、複数の項目をグルーピングしてヘッジ指定する場合があります。

ヘッジ対象を構成する要素を部分指定する方法には、契約キャッシュ・フローの一部を特定して指定する方法のほか、図表6があります。

図表6 ヘッジ対象を構成する要素を部分指定する方法(契約キャッシュ・フローの一部を特定して指定する方法以外)

指定方法		例示
名目的な数量・金額で構成要素を指定 (図表7参照)	比例割合指定	1億円の借入金のうち、30%の3,000万円部分
	階層指定	来月発生するドルベースでの支払いのうち、1番初めに決済が行われる1万ドル部分
ヘッジ対象とされるリスクに基づき、構成要素を指定(図表8参照)		借入金の公正価値変動のうち、市場金利の変動によって生じる部分

図表7 名目数量に基づく構成要素の指定



リスク構成要素が識別可能であり、リスク変動によってもたらされる価値の変動を測定できる場合には、IFRS第9号のもとでは、非金融商品についてもリスク構成要素指定が可能となります。なお、ヘッジ対象である商品が創出するキャッシュ・フローが、ヘッジ対象として指定されたリスク構成要素が影響するキャッシュ・フローを下回るような場合には、「識別可能かつ測定可能」であっても、当該リスク構成要素をヘッジ対象リスクとして指定することはできません。この規定はIAS第39号から変わっていません。

複数の項目を一括してヘッジ指定する場合についても、図表9にあるとおり、弾力化が図られています。なお、ヘッジ対象をグルーピングして指定（ネット・ポジションのヘッジを含む）する場合、リスク管理自体がグルーピングベースで行われていることが前提です。

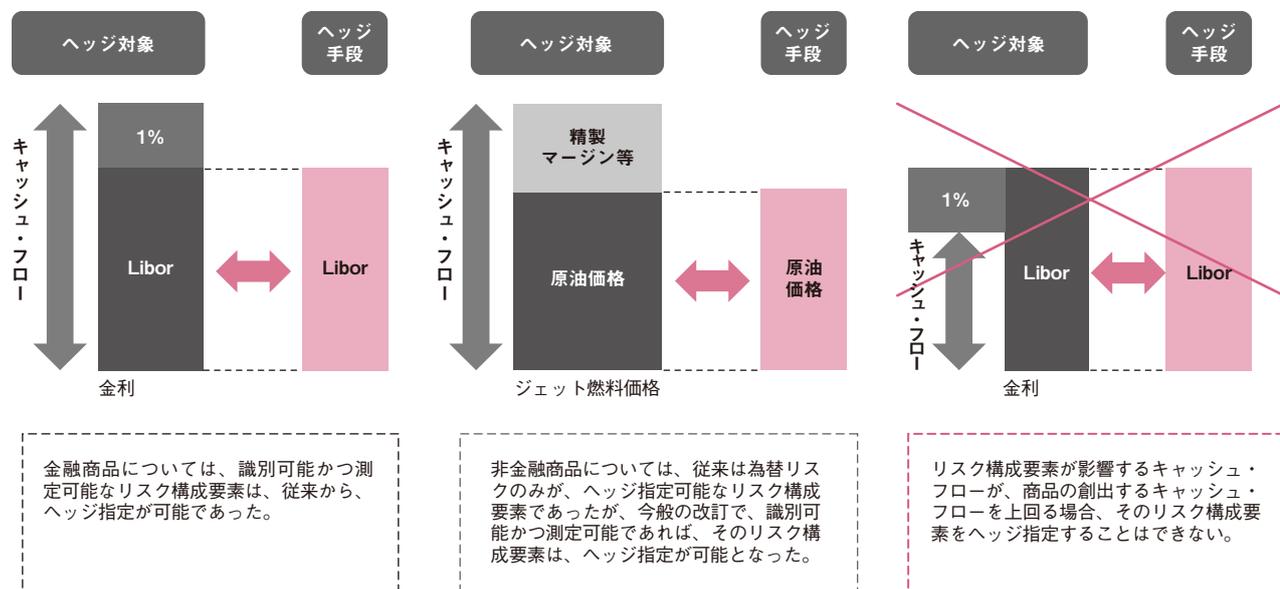
なお、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてネット・ポジションのヘッジができるのは、為替リスクのヘッジの場合に限定され、かつ、ヘッジの対象としてグルーピングされる取引の個別項目が、いつ、純損益に影響を与えるか（たとえば固定資産の購入予定取引であれば、いつ減価償却費として純損益に影響するか）があらかじめ特定されていなければなりません。また、ネット・ポジションに対してヘッジを行い、そのヘッジの効果が包括利益計算書上の異なる項目に影響を与える場合（たとえば、売上のヘッジと仕入のヘッジを同時に行うなど）には、ヘッジの効果を、ヘッジ対象とされている項目にあわせて表示する（たとえば、売上金額や仕入金額を調整する）のではなく、包括利益計算書上で別掲する必要があります。

4. ヘッジの有効性要件

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> 有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段が経済的な相殺関係にあることを、将来に向かってテストする。 ヘッジの有効性を判断するうえでの数値規準（80%～125%）は撤廃された。 ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的な相殺関係に変化が生じた場合は、リバランシングを行う。

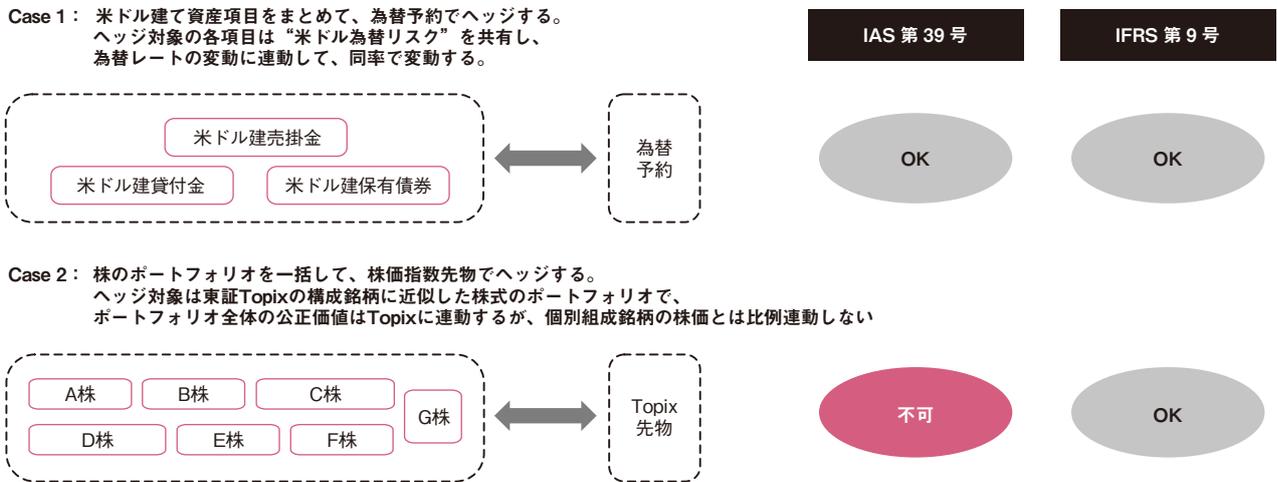
ヘッジの有効性は、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的な相殺関係が今後見込めるかどうか、という点で、まず定性的に、もしくは定量分析も併用することで、判断します。過去にヘッジの効果が有効に発生していなかったとしても、それは一時的なマーケットのゆがみやノイズのせいかもしれず、必ずしも将来に向けてのヘッジの有効性が否定されるとは限りません。IAS第39号のもとでは、ヘッジ関係の相殺の程度についての実績が数値規準を満たさない場合には、ヘッジの有効性を最後に確認できている時点、すなわち、ヘッジの実績が数値規準を満たしていた最後の時点（通常は前報告期末）に戻ってヘッジ会計を中止する必要性がありました。IFRS第9号のもとではヘッジ関係の相殺が実績値として高い有効性を示さなかったとしても、当期の財務報告に限ってはヘッジ会計が適用され、ヘッジの非有効が多額に発生したという事実が財務報告に反映されます。高い有効性が観測されなかったという事実をもってなお今後もヘッジ会計を継続できるかは、将来に向かっての有効性評価の一環として勘案され、今後も高い有効性は見込めないとすれば、その時点から将来に向かってヘッジ会計の適用は中止となります。

図表8 ヘッジ可能なリスク構成要素

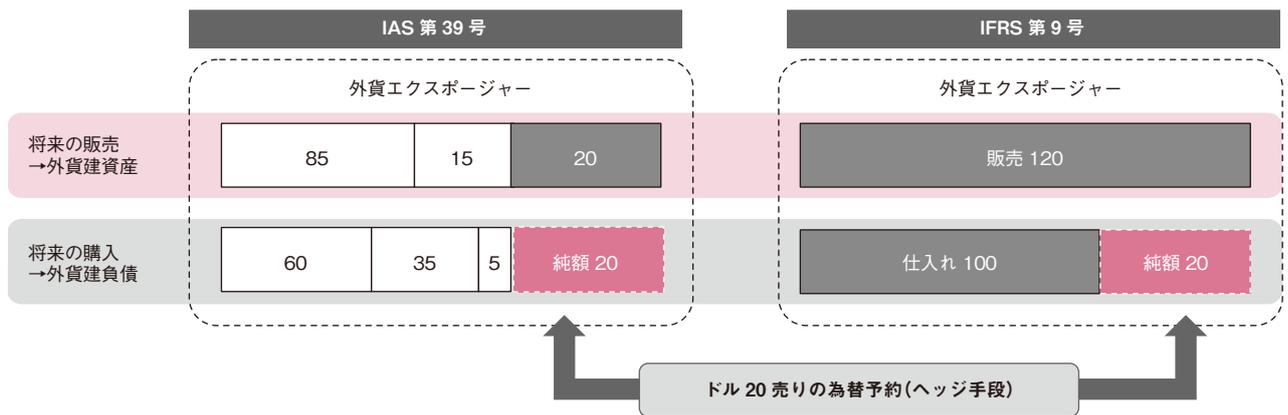


図表9 複数項目の一括ヘッジ指定

図表9-1 グループ①



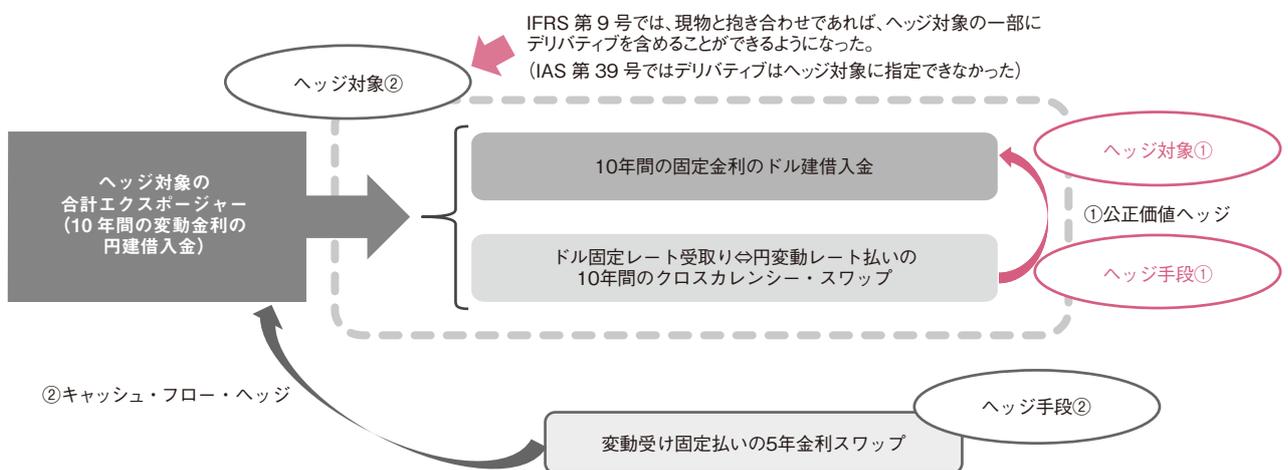
図表9-2 グループ②ネット・ポジション



資産負債を一括した実質的なネット・ポジションのヘッジ指定はできない。
ただし差額に相当する将来の販売取引(キャッシュ・インフロー)20を特定してヘッジ対象に指定することで、結果的に同様の効果を得ることは可能。

購入取引と販売取引を一括した、実質的なネット・ポジションとして、ヘッジ指定が可能に!
→ネットされる部分は、逆方向に発生する2種類のヘッジ対象が、お互いことでのヘッジ手段としての性質も持つことになる。

図表9-3 合計エクスポージャーのヘッジ

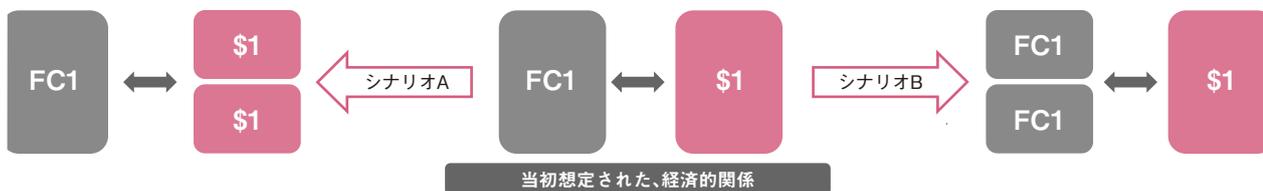


逆に、経済的な相殺関係に変化が生じた場合は、リバランシングを行う必要があります。リバランシングとは、ヘッジ手段もしくはヘッジ対象の指定範囲を変更することにより、ヘッジ比率（ヘッジ会計を適用するうえでの、ヘッジ手段とヘッジ対象との量的な関係）を調整することを言います。リバランシングの導入により、ヘッジ効果が継続している部分については

ヘッジ会計を中止する必要がなくなり、ヘッジ会計をリスク管理の視点にあわせて適用できるようになりました。ヘッジ関係が有効な部分についてはヘッジ会計を継続し、ヘッジ関係が成立しなくなった部分についてのみヘッジ会計を中止するという考え方はIFRS第9号で新たに示されたものです(図表10参照)。

図表10 リバランシング

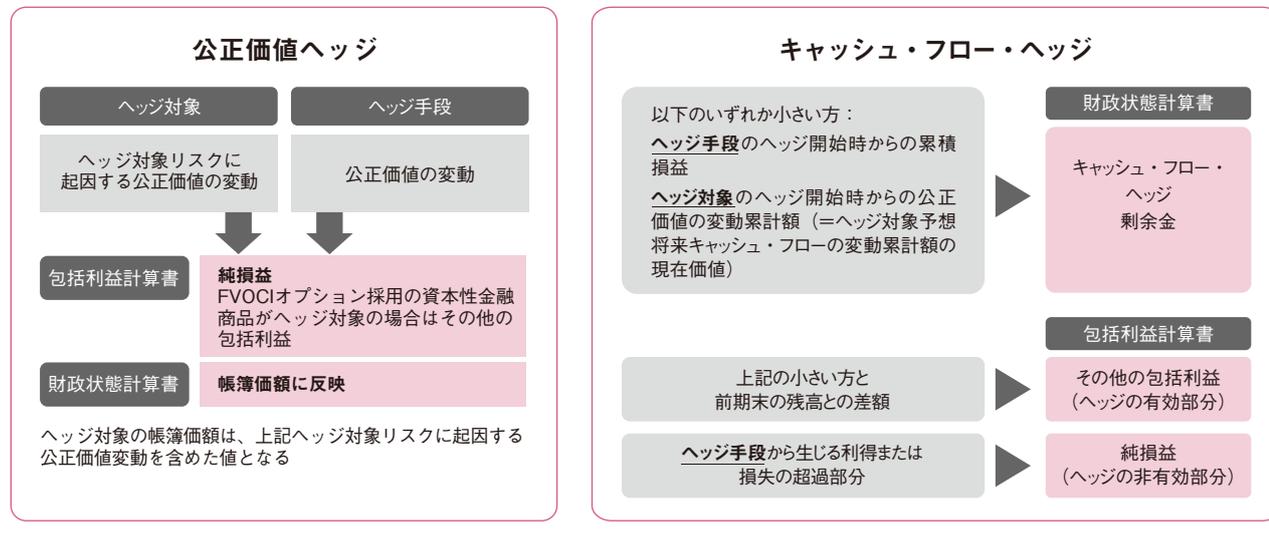
機能通貨が“FC”である海外子会社での、為替リスクをヘッジしたいが、FCと円を交換する為替予約が入手できない。
 だが、FCはドルに連動することがわかっているため、売上FC100の為替リスクを、\$100を円転する為替予約でヘッジした(FC1=\$1)。
 その後、シナリオA：FC1=\$2.0に、FCが切り上げられることとなった。
 シナリオB：FC1=\$0.5に、FCが切り下げられることとなった。



	ヘッジの状況	対策	ヘッジ会計上の取扱い
シナリオA FC1 = \$2.0	FC100の売上は\$200に相当する。ヘッジ手段がヘッジ対象に対して不足している。	A-1：ヘッジ対象を減らし、FC50のみをヘッジすることにする。	過去指定したヘッジ手段、および、引き続き指定されるヘッジ対象の想定に変更はない。リバランシングにより減少したヘッジ対象はヘッジ関係の一部ではない(ヘッジ会計の部分的な中止)。
		A-2：ヘッジ手段の為替予約を\$200に増やす。	過去指定したヘッジ対象・ヘッジ手段の測定に変更はない。リバランシング実施日から追加のヘッジ手段をヘッジ会計に含める。
シナリオB FC1 = \$0.5	FC100の売上は\$50に相当する。ヘッジ手段がヘッジ対象に対して余っている。	B-1：ヘッジ対象を増やし、他の売上取引FC100をあわせたFC200をヘッジ対象に指定する。	過去指定したヘッジ対象・ヘッジ手段の測定に変更はない。リバランシング実施日から追加のヘッジ対象をヘッジ会計に含める。
		B-1：ヘッジ手段の為替予約を\$50に減らす。	過去指定したヘッジ対象、および、引き続き指定されるヘッジ手段の想定に変更はない。リバランシングにより減少したヘッジ手段はヘッジ関係の一部でなくなり、デリバティブ本来の会計処理が適用(純損益を通じて公正価値測定)される。

IAS第39号では、上記いずれのケースであっても、従来ヘッジの中止と、新たなヘッジの再指定が必要であった。

図表11 会計モデル



5. 会計処理

ポイント

- 各ヘッジ会計モデルのもとでの基本的な会計処理方法については、IAS 第39号からの変更はない。
- ヘッジ対象である予定取引の結果、非金融資産負債が認識される場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益を通さず、直接取得資産負債の帳簿価額を調整することとなった。
- ヘッジ会計の任意中止は認められない。
- ★ 決済集中化の一環としてのデリバティブの更改については、一定要件を満たす限りヘッジの中止とは扱わないとするIAS 第39号の改訂をIFRS 第9号にも反映する。
- ヘッジのコストに関する新たな会計処理が導入されることとなった。

基本的な会計処理方法については、IAS第39号から大きな見直しは行われていません。会計モデルとしては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資ヘッジの3種類のヘッジ会計モデルが引き続き適用され、日本基準で一般的に行われている金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理は、従来どおり認められていません（図表11参照）。

資本に累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジの効果を反映する形で取り崩されますが、IFRS第9号での改訂点として、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象が予定取引であり、その予定取引の結果として非金融資産・負債が取得される場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の取り崩しはその他の包括利益を通すことなく（つまりリサイクルされることなく）、非金融資産・負債の当初測定額を直接調整することとなりました。

ヘッジ会計の適用は任意ですが、一度採用したヘッジ会計は、リスク管理目的に変更がない限り、IFRS第9号のもとでは任意中止できません。リスク管理目的とは、ヘッジ関係のレベルで適用される概念で、ヘッジ指定した特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするた

めに、どのように用いるかを示すものであり、マネジメントのハイレベルで決定されるリスク管理戦略とは区別されています。

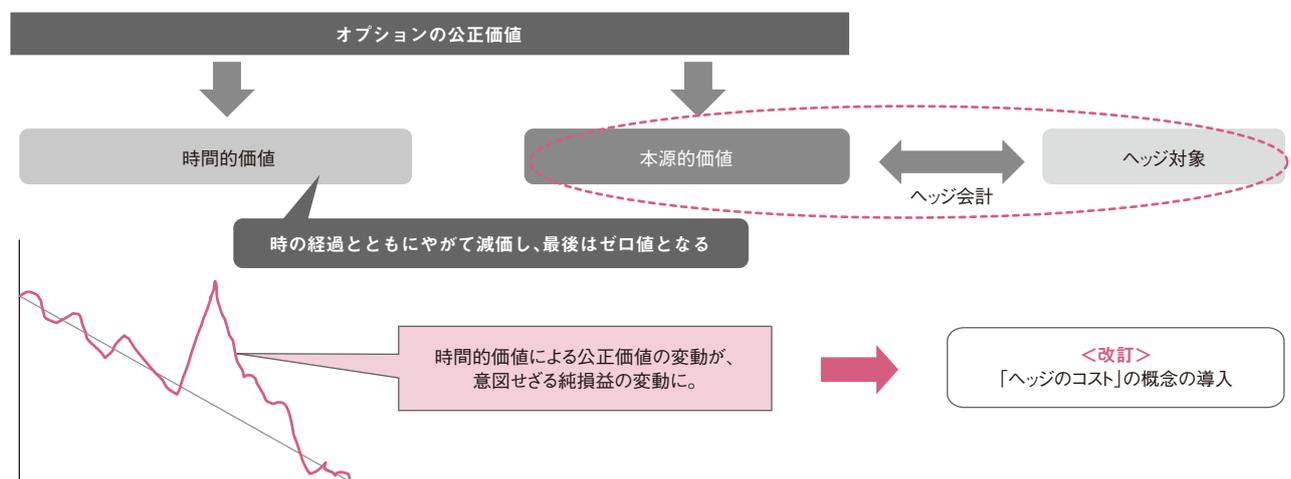
ヘッジ関係が終了した時、つまり、ヘッジ対象が消滅したり、ヘッジ対象である予定取引の発生可能性がもはや非常に高いとは判断されなくなった場合や、ヘッジ手段が消滅（例：ヘッジ手段として用いていたスワップを解約するなど）した場合には、ヘッジ会計は中止されます。デリバティブの更改により取引相手の変更される場合は、契約内容に変更がなく取引相手のみの変更である場合でも、通常、ヘッジ手段の消滅に該当し、ヘッジ会計は中止となりますが、デリバティブの決済集中化に伴いその一環として更改が行われるケースで、一定の条件を満たしている場合には、これをヘッジの継続として取り扱う旨の改訂が2013年6月にIAS第39号について行われたことから、同様の規定がIFRS第9号にも導入されています。

前述のとおり、デリバティブをヘッジの目的で用いる場合には、デリバティブの一部の要素をヘッジ手段指定から除外することが認められています。除外された要素については、従来、公正価値測定しその変動を純損益に計上しなければいけないとされていましたが、IFRS第9号は、ここに「ヘッジのコスト」という新たな会計処理を導入しました。

「ヘッジのコスト」の概念は、ヘッジ対象と、ヘッジ手段として使用する金融商品との間で、経済的な相殺効果が生じない要素が存在する場合に、その要素から発生する損益のボラティリティによって、ヘッジの効果が適切に財務報告に表現できなくなることを防止しようとするものです。たとえばオプションであれば、その価値は本源的価値と時間的価値によってなりますが、ヘッジ対象との相殺効果を持っているのは本源的価値部分のみでしかありません（図表12参照）。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的な相殺効果が見込めない部分が発生する例としては、実務上様々なケースが考えられますが、この「ヘッジのコスト」の会計処理を適用できるケースは、後述のとおり、限定されています。

「ヘッジのコスト」としての会計処理を行う場合、具体的に

図表12 オプションと時間的価値



会計トピック④

は、ヘッジ対象の種類が「取引に関連したヘッジ対象（たとえば購入や売却に関する予定取引・確定約定など）」であるか「期間に関連したヘッジ対象（たとえば借入金の金利のヘッジ）」であるかにより、図表13の処理を行うことになります。

「ヘッジのコスト」としての処理が採用できるケースは基準上限定列挙された3つのケースに限られています。また、その3つのケースにおいても、オプションの時間的価値と、それ以外の2つのケースの場合とでは、若干取扱いが異なります（図表14参照）。

6. その他の改訂

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> IAS 第 39 号 が改訂され、非金融商品の売買につき公正価値オプションが導入された。★なお、新規定への移行に関しては経過措置が設けられた。 クレジットデリバティブを用いてクレジットリスクの管理が行われている場合に当該管理対象を純損益を通じて公正価値測定することが認められた。 IFRS 第 7 号 が改訂され、開示が拡大されている。

一部の非金融商品の売買は、通常、売買契約の締結から実際の売買実行までの期間、デリバティブ（フォワード取引）として公正価値で測定されることはなく、未履行取引としてオフバランス処理されます。今回の改訂により、この売買取引について、公正価値オプションの採用が可能となります。金融商品に適用される公正価値オプション同様、契約締結時点で指定することが必要であり、また、一度採用した後に取り消すこ

とはできません。ただし、この規定を初めて適用する場合には、既存の契約についても、当該移行時点をもって公正価値オプションの適用を指定することができる旨の経過措置が、このたび新たに設けられることとなりました。公正価値オプションを採用するかどうかは契約単位での判断ですが、本経過措置に基づく指定を行う場合は、既存の類似契約すべてについて、一斉に公正価値オプションを採用する必要があります。

クレジットデリバティブを用いてクレジットリスクを管理している場合において、当該対象を公正価値測定できるとする規定は、公正価値オプションと似てはいますが、公正価値測定の対象商品の当初認識時点で指定する必要はなく、また、クレジットデリバティブを用いたクレジットリスク管理が行われなくなれば、公正価値での測定は中止され原則的な測定方法（例：償却原価）に戻されます。つまり、公正価値測定される期間は、いわゆる「公正価値オプション」では、対象商品の当初認識時点から、認識が中止されるまで、になりますが、本規定による場合は「対象商品がクレジットリスクの管理対象となってから、クレジットリスクの管理対象でなくなるまで」となります。

図表13 ヘッジのコストとしての会計処理

取引に関連したヘッジ対象	期間に関連したヘッジ対象
<ol style="list-style-type: none"> ヘッジ手段指定から除外された要素（たとえばオプションの時間的価値）について生じた公正価値変動損益は、その他の包括利益を通じて資本に計上する。 資本に累積された金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金と同様の方法※で、処理する。 	<ol style="list-style-type: none"> ヘッジ手段指定から除外された要素（たとえばオプションの時間的価値）について生じた公正価値変動損益は、その他の包括利益を通じて資本に計上する。 ヘッジ指定時点当初において識別されているヘッジのコスト（例えばオプションの場合であれば、当初に存在する時間的価値）は、ヘッジの効果が発現される期間にわたって、償却する。 ただし、ヘッジ会計が中止された場合は、その時点で、資本に累積された全額を純損益に振り替える。

※ 非金融資産負債を取得する予定取引の場合はその当初測定額を調整し、それ以外の場合はヘッジ対象取引が損益に影響を与えるタイミングでリサイクルする。資本に累積された金額の一部もしくは全部が将来的に回収されないと見込まれた場合は、その時点で、回収が見込まれない金額を、純損益に振り替える。

図表14 「ヘッジのコスト」として処理が採用できるケース

ヘッジ指定から除外できる要素	除外した場合の取扱い	IAS第39号での取扱い
オプションの時間的価値	「ヘッジのコスト」としての会計処理	価値の変動を純損益に計上
フォワードの直先差額	「ヘッジのコスト」としての会計処理、もしくは、価値の変動を純損益に計上、いずれかを選択できる。	同上
通貨金利スワップなどに含まれる、通貨のベシス・スプレッド	同上	ヘッジ手段指定から除外することは認められていなかった

Ⅲ IFRS 改訂ヘッジ会計の影響

改訂ヘッジの影響の程度は、どのようなリスク管理活動を行っているか、どのようなヘッジ取引を行っているか、などにより、企業ごとに大きく異なりますが、一般的には以下が考えられます。

Q1 改訂の影響を大きく受けるのはどのような会社でしょうか？

IFRS 第9号におけるヘッジ会計の改訂は一般ヘッジが対象です。高度なリスク管理の下でポートフォリオベースでの機動的なヘッジを行っているような金融機関などは、マクロ・ヘッジのプロジェクトでの会計モデル開発を待つことになるかもしれません。

また、非金融商品におけるリスク構成要素がヘッジ対象として指定できるようになることで、コモディティに関するヘッジ活動を行う場合に、ヘッジ会計を適用しやすくなると考えられます。従来、会計上の手当てができないことからヘッジ取引自体の実施を見送っていた会社が、これを機に、コモディティのリスク管理方法を再検討、ヘッジ取引を行うようになる可能性もあると思われます。また、ヘッジ会計を適用しない場合であっても、非金融商品の売買契約に公正価値オプションが認められることにより、コモディティの価格変動に関するリスク管理の状況を、より会計に反映しやすくなると考えられます。

このように、今回のヘッジ会計改訂の影響は、金融機関より、むしろ、事業会社において大きいものと考えられます。

Q2 日本基準の適用企業にとっても、IAS第39号に比べて、IFRSのヘッジ会計は適用しやすくなるのでしょうか？

IFRS 第9号はIAS 第39号に比べ、リスク管理活動を反映するヘッジ会計を可能とし、使いやすくなると期待されています。しかし、それはIAS 第39号との比較においてであり、日本基準と比べた場合は、難しい点が残ると思われます。特に、実務においては以下の点が今後も障害となると考えられます。

- IFRS 第9号では、ヘッジ対象の適格要件が大きく緩和されましたが、今回新たにIFRS上で適格とされたヘッジ対象指定の多くは現行日本基準においては、ヘッジ適格とはならない可能性があります。たとえば、今回の改訂でヘッジ対象のグルーピング指定に関する制限は緩和されていますが、日本基準においてヘッジ対象のグルーピング指定ができるケースは限定されています。よって、ヘッジ取引において、日本基準とIFRSの両基準においてヘッジの効果を反映させたい場合は、新たにIFRSで認められた方法は利用できない可能性があります。

- IFRS 第9号では、ヘッジの有効性は将来に向かってのみ判断すればよく、過去にさかのぼったテスト・数値規準に基づく有効性判定は不要となりました。しかし、80～125%の数値規準による事後的な有効性評価はIAS 第39号のみならず、日本基準でも要求されています。そのため、日本基準とIFRSの両基準においてヘッジの効果を反映させたいと考え、両基準のいずれにおいてもヘッジ適格となるヘッジ取引を行った場合であっても、ヘッジの期間を通じて有効性の判定に違いが生じる、すなわち、IFRS上はヘッジの有効性要件を満たしていても、日本基準上はヘッジ会計が不適格となってヘッジ会計を中止しなければならないとなり、結果的に日本基準上の扱いとIFRS上の扱いが異なってしまうケースが生じることも考えられます。
- デリバティブを公正価値測定しなければならないという原則は、IFRS 第9号でも変わっていません。そのため、ヘッジ取引に関して日本基準で一般的に行われている金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理は、IFRSでは従来どおり認められていません。
- IFRSではヘッジの非有効部分を計算し、これを原則純損益に処理する必要があります。ヘッジが有効であれば非有効部分も含めて繰延処理が可能な日本基準に比べて、純損益がより変動する要素を含んでいます。
- 日本基準ではオプションの本源的価値で有効性を評価する場合であっても、時間的価値もまとめて繰延ヘッジの対象とすることができます。IFRSでは、オプションの本源的価値部分のみをヘッジ手段に指定する場合、新たに導入された「ヘッジのコスト」の会計処理への対応が必要になります。なお本源的価値のみをヘッジ手段に指定するのではなく、オプション全体をヘッジ手段に指定することもできますが、通常、有効性の適格要件を満たすことができないと考えられます。

Q3 すでにIAS第39号を適用している企業にとって、IFRS第9号のヘッジ会計のほうが負担が大きくなるような事項はありますか？

IFRS 第9号で新たに導入された「ヘッジのコスト」の考え方は、純損益のボラティリティを抑える効果がありますが、会計処理としては事務負担が増える可能性もあると考えられます。

文書化についても、有効性の評価をどのように行うかについては各社のリスク管理の実態をベースに決定することとなったことを受け、実質的な事務負担が増える可能性があります。

また、IFRS 第9号の改訂に伴いIFRS 第7号におけるヘッジ会計関連開示が大幅に強化されています。定性情報だけでなく、定量開示も多いため、実務負担は大きくなると考えられます。

IFRS第9号(2013年版)は公表から間がなく、また、IFRS第9号の強制適用まではまだ時間があるため、IFRS第9号のもとのヘッジ会計が実務に定着するには、まだかなりの時間がかかるものと見られます。しかし、IAS第39号のもとで要求されていた形式的な要件が大幅に緩和されたことにより、ヘッジ会計があまりに硬直であるため、従来リスク管理活動を会計に反映させることを断念していた企業においては、今後はそのリスク管理活動を会計・財務報告に反映させるかどうかを再考する機会となりえます。また、ヘッジ会計が適用できる範疇でのみリスク管理を行ってきたような企業にとっても、そのリスク管理活動ならびにそれを反映するヘッジ会計のありかたを見直すきっかけとなるかもしれません。

別プロジェクトで進められているマクロ・ヘッジ会計の動向とともに、ヘッジ会計の適用に関する論点については、今後も最新情報をお伝えします。

【バックナンバー】

「IFRS 基礎講座 第25回 ヘッジ会計：一般ヘッジに関するレビュードラフト」(AZ Insight Vol.54 / Nov 2012)

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL : 03-3548-5112 (代表番号)
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

日本語解説資料「IFRSの改訂ヘッジ会計 ～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～」

あずさ監査法人は、日本語解説資料「IFRSの改訂ヘッジ会計 ～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～」を作成いたしました。本冊子は、国際会計基準審議会 (IASB) が2013年11月19日に公表したIFRS第9号(2013年版)のヘッジ会計をケース・スタディ方式で解説するものです。日本基準利用者の視点から、IFRS第9号のヘッジ会計の仕組みを具体的に説明しています。下記、URLよりダウンロードいただくことが可能ですので、ぜひご活用ください。

「IFRSの改訂ヘッジ会計 ～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～」

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/pages/ifrs-hedge-2014-02.aspx>



内容

1. ヘッジ会計 (一般ヘッジ) の重要ポイント
2. IFRSにおけるヘッジ会計
3. 借入金の固定金利を変動金利に転換するヘッジ
4. 変動利付借入金の金利支払額の変動のヘッジ
5. 為替予約を用いた、外貨建予定仕入取引の為替リスクのヘッジ
6. ネット・ポジションによる為替リスクのヘッジ
7. 外貨建運用資産の元本償還に係る為替リスクのヘッジ
8. 通貨オプションによる為替リスクのヘッジ
9. 金利通貨スワップを用いた、外貨建変動利付借入金のヘッジ
10. コモディティの価格変動リスクのヘッジ
11. Appendix: IFRS第9号における定量開示の開示例

【参考：英語版】

「KPMG IFRG Limited が公表した、「IFRS第9号(2013年版)のヘッジ会計」を説明する英語の解説資料については、下記をご参照ください。

「First Impressions : IFRS 9 (2013) - Hedge accounting and transition (IFRS 最新基準書の初見分析：IFRS第9号(2013年版) -ヘッジ会計及び移行措置)」

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/first-impressions/Pages/first-impressions-hedging-dec2013.aspx>

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.